

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第48号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の5を次のように改める。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第3条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項、第5項若しくは第6項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項、次項若しくは第6項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 政令第6条第7項に規定する場合に関する都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第7項に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第4条第2項第1号中「、氏名及び職業」を「及び氏名」に、「、代表者氏名及び営業種目」を「及び代表者氏名」に改め、同項第5号中「又は公園施設」を削り、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、申請者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者氏名。以下同じ。）その他市長が重要でないとする事項を変更しようとするときは、この限りでない。

第7条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号ア中「、氏名及び職業」を「及び氏名」に改め、同号キ及びクを削り、同号ケ中「設置」を削り、「工期」を「期間」に改め、同号ケを同号キとし、同号コを同号クとし、同号サを同号ケとし、同条第2号ア中「、氏名及び職業」を「及び氏名」に改め、同号オ及びカを削り、同号キを同号オとし、同条第3号中「とき」の次に「（申請者の住所又は氏名その他市長が重要でないとする事項を変更しようとする場

合を除く。)」を加え、同号ア中「、氏名及び職業」を「及び氏名」に改め、同号ウ中「及び変更の理由」を削り、同条に次の1項を加える。

2 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、その許可に係る設置又は管理の期間の更新を受けようとする場合は、当該期間の満了前に、更新の期間その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。

第8条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「、氏名及び職業」を「及び氏名」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「計画」を「の方法」に、「工事の期間」を「期間」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「前各号の外、」を「その他」に改め、同号を同条第5号とし、同条に次の1項を加える。

2 都市公園の占用の許可を受けた者が、その許可に係る占用の期間の更新を受けようとする場合は、当該期間の満了前に、更新の期間その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。

第9条中「次の各号」を「次」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 申請者の住所又は氏名の変更

第13条の2第2項を削る。

第17条第1号中「工事に着手し、又は」を削る。

別表第2中

「

陸上競技場	4,600円	3,000円	
野球場(1面)	3,000円	1,900円	2,200円
テニスコート(1面)			
鶴舞公園テニスコート	2,600円	1,400円	1,400円
その他の公園のテニスコート	1,300円	700円	700円
ゲートボール場(1面)	700円	400円	
球技場	4,600円	3,000円	
普選記念壇	3,000円	1,900円	4,600円
奏楽堂	4,600円	2,400円	5,900円
鶴々亭	1,600円	1,100円	2,400円

記 念 館	1,600円	1,100円	2,400円
桐 蔭 茶 席	1,600円	1,100円	

を

「

陸 上 競 技 場	6,900円	4,500円	
野 球 場 (1 面)	4,500円	2,800円	3,300円
テ ニ ス コ ー ト (1 面)			
鶴 舞 公 園 テ ニ ス コ ー ト	3,900円	2,100円	2,100円
そ の 他 の 公 園 の テ ニ ス コ ー ト	1,900円	1,000円	1,000円
ゲ ー ト ボ ー ル 場 (1 面)	1,000円	600円	
球 技 場	6,900円	4,500円	
普 選 記 念 壇	4,500円	2,800円	6,900円
奏 楽 堂	6,900円	3,600円	8,800円
鶴 々 亭	2,400円	1,600円	3,600円
記 念 館	2,400円	1,600円	3,600円
桐 蔭 茶 席	2,400円	1,600円	

に、

「

アーチェリー場	専 用 使 用	4,000円	2,000円
	個 人 使 用	1 回 券	200円
		回 数 券 (1回券11枚つづり)	

を

「

	専 用 使 用	6,000円	3,000円
--	---------	--------	--------

アーチェリー場	個人 使用	1 回 券	300円
		回数 券 (1回券11枚つづり)	3,000円

に、

「

グリーンプラザ 室内広場	専 用 使 用	健康運動又はレクリエーションに使用する場 合	7,200円 (3,600円)	3,600円 (1,800円)	5,600円 (2,800円)
		そ の 他 の 場 合	18,000円 (9,000円)	9,000円 (4,500円)	11,000円 (5,500円)
	個 人 使 用	1 回 券	200円		
		回数 券 (1回券11枚つづり)	2,000円		

を

「

グリーンプラザ 室内広場	専 用 使 用	健康運動又はレクリエーションに使用する場 合	10,800円 (5,400円)	5,400円 (2,700円)	8,400円 (4,200円)
		そ の 他 の 場 合	27,000円 (13,500円)	13,400円 (6,700円)	16,400円 (8,200円)
	個 人 使 用	1 回 券	300円		
		回数 券 (1回券11枚つづり)	3,000円		

に、

「

動植物園	500円	450円	400円	2,000円
展望塔	300円	270円	240円	1,200円

名古屋城	500円	450円	400円	2,000円
------	------	------	------	--------

を

動植物園	800円	720円	640円	3,200円
展望塔	300円	270円	240円	1,200円
名古屋城	1,000円	900円	800円	4,000円

に、

分 区 園	1 区画 1 年につき	6,000円
駐 車 場		
東山公園駐車場	1 台 1 回につき	2,000円以内

を

分 区 園	1 区画 1 年につき	9,000円
駐 車 場		
東山公園駐車場	1 台 1 回につき	2,500円以内

に改める。

#### 附 則

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条から第9条までの改正規定（「次の各号」を「次」に改める部分に限る。）は公布の日から、別表第2の改正規定中アーチェリー場の項を改める部分（個人使用に係る部分に限る。）、グリーンプラザ室内広場の項を改める部分（個人使用に係る部分に限る。）、動植物園の項を改める部分及び名古屋城の項を改める部分並びに附則第4項及び第5項の規定は同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

- 2 この条例による改正後の名古屋市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定（駐車場に係る部分に限る。）は、令和8年6月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2の規定（アーチェリー場に係る部分（個人使用に係る部分に限る。）、グリーンプラザ室内広場に係る部分（個人使用に係る部分に限る。）、動植物園に係る部分、名古屋城に係る部分及び駐車場に係る部分を除く。）は、一部施行日以後の利用に係る使用料について適用し、一部施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて発行されている1回券（以下「旧1回券」という。）及び回数券（以下「旧回数券」という。）は、一部施行日以後は、これを使用することができない。ただし、次に定めるところにより、旧1回券又は旧回数券と新条例の規定による1回券（以下「新1回券」という。）又は回数券（以下「新回数券」という。）との引換えを受けることができる。
  - (1) 引換期間  
令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
  - (2) 引換場所  
アーチェリー場又はグリーンプラザ室内広場
  - (3) 引換方法  
旧1回券の券片1枚につき100円を徴収して新1回券1枚を、旧回数券1冊につき1,000円を徴収して新回数券1冊をそれぞれ交付する。
- 5 旧条例別表第2の観覧券等を使用する場合に係る一部施行日以後の使用については、なお従前の例による。
- 6 名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。
  - 第2条中「同条第1号及び第5号」を「同条第1項及び第5項」に改める。